

じどうてあて てつづ わす 児童手当の手続きをお忘れなく

【なんのためにあるのか】

こ げんき けんこう せいちょう ほごしゃ けいざいてき さぽーと
子どもたちが元気で健康に成長できるように、保護者を経済的にサポートするため。

ひつよう てつづ 【必要な手続き】

○ こ どもが生まれた時や、0～18歳の子がいる保護者が太田市に転入する時には、申請手続きが必要です。

○ おおたし から転出する時や、子どもの世話をしなくなった時も届出が必要です。

★ とく にほん しゅっこく れい じぶん くに かえ とき かなら てつづ
特に日本から出国（例：自分の国に帰るなど）する時は、必ず手続きをしてください。

○ もうしで ひようちようしゅう がっこうきゅうしょくひ ほいくえんほいくりょう もうしで じどうてあて しほら
申出による費用徴収 学校給食費、保育園保育料について申出により児童手当から支払うことができ
ます。

○ げんきょうとどけ ていしゅつ ひつよう かた しやくしよ ゆうびん とど
現況届 提出が必要な方には、市役所から郵便で届きます。

せいど じぎょう じゅうてん ちゅういてん 【制度や事業の重点・注意点】

○ てあてがく さいみまん ひとりげつがく えん
手当額 3歳未満 1人月額 15,000円

さい こうこう そつぎょう さい たんじょうびご さいしよ がつ にち
3歳から高校を卒業するまで（18歳の誕生日後、最初の3月31日まで）

だい し ひとりげつがく えん
第1・2子 1人月額 10,000円

だい しいこう ひとりげつがく えん
第3子以降 1人月額 30,000円

○ しきゅうづき がつ がつ がつ がつ がつ がつ ねん かい にち ぜんげつぶん かげつぶん
支給月 2月・4月・6月・8月・10月・12月（年6回）の10日に、前月分までの2ヶ月分が

しきゅう
支給されます。

といあわ さき おおたしやくしよ か せいさくかかり かい ほんまどぐち
【問合せ先】 太田市役所 こども課 こども政策係（3階31番窓口）

TEL 0276-47-1942